

JIS

電気・電子機器の資源再利用指標などの算定 及び表示の方法

JIS C 9911 : 2014

(JEMA/AEHA/JSA)

平成 26 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎博之	東京大学
(委員)	岩本佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本光正	東京工業大学
	上原京一	株式会社東芝
	大石奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	長田明彦	一般社団法人日本配線システム工業会
	熊田亜紀子	東京大学
	酒井祐之	一般社団法人電気学会
	下川英男	一般社団法人電気設備学会
	鈴木篤	一般社団法人日本照明工業会
	住谷淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	早田敦	電気事業連合会
	田中智	一般社団法人日本電機工業会
	中根育朗	一般社団法人電池工業会
	原田真昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛田恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山田秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.5.20 改正：平成 26.2.20

官 報 公 示：平成 26.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

一般財団法人家電製品協会

(〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル TEL 03-6741-5602)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 コントロール再生材料及びコントロール再生部品の分類	5
5 算出方法	7
5.1 資源再利用指標	7
5.2 プレコンシューマ金属資源再利用指標	8
5.3 プレコンシューマプラスチック資源再利用指標	8
5.4 ポストコンシューマ金属資源再利用指標	9
5.5 ポストコンシューマプラスチック資源再利用指標	9
6 表示方法	10
附属書 A (参考) 自らが資源循環利用をコントロール	12
附属書 B (参考) マテリアルリサイクルの位置付け	15
解 説	16

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会 (JEMA)、一般財団法人家電製品協会 (AEHA) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 9911:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

電気・電子機器の資源再利用指標などの 算定及び表示の方法

Calculation and display methods of recycled and reuse indicator of electric and electronic equipment

序文

我が国では、家電リサイクルなどの仕組みによって、資源循環及び環境負荷低減を目的に、機器由来の素材などが回収・リサイクルされ、再生資源の利用が進展している。特に、家電機器の分野では、履歴の明確な良質の使用済みプラスチックなどが機器製造業者のコントロール下で回収され、再生資源として再利用される仕組みが相当程度定着してきている。この規格は、今後、更に品質の確保された資源再利用の取組みを一層促進させることを目的として、機器製造業者による機器及び部品の設計段階での資源再利用の程度を示す指標を標準化し、併せて、資源循環が考慮された環境配慮機器の市場における認知と普及・促進を図ることも考慮して、2007年に制定した。

引き続き、家電機器分野でのマテリアルリサイクルの取組みは進展しているが、2007年の新規制定後の資源再利用を巡る社会的な状況、機器製造業者による資源再利用指標の運用実態等を踏まえ、現状に適した規格として内容を見直し、改正した。

1 適用範囲

この規格は、電気・電子機器（以下、“機器”という。）の設計・製造段階における資源の有効利用の取組みの成果を評価するため、機器及び部品の設計・製造段階において、資源が再利用される割合を設計段階で示す指標の算定及び表示方法について規定する。

なお、この規格において機器とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）（以下、“家電リサイクル法”という。）に基づき指定された機械器具のうち、次のものをいう。ただし、ブラウン管式テレビジョン受信機については、製造事業者による設計・製造が既に終了していることから、適用範囲から除外している。

- a) ユニット形エアコンディショナ
- b) 液晶式テレビジョン受信機
- c) プラズマ式テレビジョン受信機
- d) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- e) 電気洗濯機
- f) 衣類乾燥機

注記 適用範囲以外の機器について、この規格を適用することを妨げない。